

## 令和7年度中小企業事業継続力強化支援事業業務委託 仕様書（案）

### 1 業務名

中小企業事業継続力強化支援事業業務

### 2 履行期限

令和8年3月31日（火）

### 3 業務の目的

本県は、活火山が多く、加えて台風等の風水害も多く発生している。さらに近年は新たな感染症の流行など経営環境が一変する緊急事態が発生している。平素からの事業継続の備えを怠った場合、事業復旧の遅れや消費者の購買意欲の減退などにより、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まり、地域経済への影響が危惧される。

本県のBCP策定の取組をより加速させ、中小企業の事業継続力強化を図るため、事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）の策定に関する伴走支援を行う。

### 4 業務の内容

受託者は、本仕様書に従い、提出された企画提案書に基づいて、以下のとおり業務を実施するものとする。

#### (1) 事業継続力強化計画・BCP策定に向けたワークショップの開催

- ・ 策定に必要なスキルや人材が不足している中小・小規模企業者を対象に、BCP策定のベースとなる、防災・減災に係る事前対策・初動対応を中心とした事業継続力強化計画の策定・認定までをサポートするワークショップを県内3地域（鹿児島市、鹿屋市、奄美市）で開催する。（各3時間×2回、3地域で計70社程度）
- ・ また、事業継続力強化計画をベースとして自社のリスクをより幅広く網羅し、復旧対応までを組み込んだBCP策定のワークショップを鹿児島市で開催する。（3時間×2回、20社程度）
- ・ ワorkshopの開催方法については、対面とオンラインを併用したハイブリッド形式で開催する。

#### (2) アドバイザーによる伴走支援

- ・ ワorkshop参加企業が事業継続力強化計画の策定や認定手続き等について相談できる窓口（アドバイザー）を設置。BCP策定や計画策定以後のBCMに関する相談・助言も併せて行う。

ア BCP普及に向けた広報活動

- イ ワークショップに参加する企業の掘り起こし
- ウ 個別企業の支援

ワークショップの時間の制約上、策定完了が難しい企業に対して、個別企業ごとにアドバイザーによる策定支援を行う。特に、策定の進捗状況を定期的にヒアリングし、策定の取組が円滑に進むよう適時適切なアドバイスを行うなど、本県における事業継続力強化計画の認定状況等を踏まえ、事業継続力強化計画、BCP完成まで積極的かつ丁寧な支援に努めること。

(3) 県内中小企業のBCP策定率等調査

中小企業支援機関等を通じて、県内中小企業者のBCP策定率等のアンケート調査を実施する。(有効回答企業数500社以上)

なお、調査対象先のリスト等は提供しない。

(4) 事業実施概要書の作成

事業実施概要書(ワークショップ開催結果、取組事例等)を作成し、BCPに係る意識醸成のため、中小企業関係団体等に配布する。概要書(1部)及びPDFデータを県に提出する。

印刷仕様：A3見開き両面印刷

印刷部数：200部(うち30部は県に納品)

配布方法：中小企業関係団体等に郵送

## 5 状況報告

受託者は、県に対し、適宜、業務実施に係る状況報告を行う。

「アドバイザーによる伴走支援」については、ワークショップ終了後、毎月5日までに前月の支援実績(相談件数・企業数、支援先企業のリスト、計画策定完了後件数等)の報告を行う。

## 6 実績報告

受託者は、本業務の完了に併せて、業務の成果を記録した実績報告書(様式は任意)を作成し、以下のとおり提出する。

なお、作成する実績報告書等は、ワークショップ等の様子を撮影した写真を貼付するなど、工夫すること。

(1) 成果物

- ア 実績報告書：1部
- イ 事業実施概要書：1部
- ウ チラシ：1部
- エ BCP策定率等調査結果報告書：1部
- オ その他提出すべき資料

(2) 提出期限

令和8年3月31日(火)

(3) 提出先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

## 7 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、すべて県に帰属する。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者において行う。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行う。

## 8 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) 以上について、受託者は、業務終了後においても同様の取扱いとする。

## 9 個人情報保護

- (1) 業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 関係者等に対しメールで連絡する場合は、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

## 10 その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者の両方で協議を行った上で決定する。